

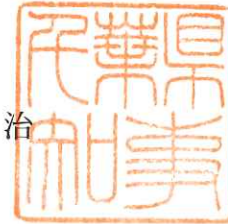
産業廃棄物処理施設設置許可証

令和元年6月19日

住所 千葉県袖ヶ浦市長浦拓一号1-51
氏名 エコシステム千葉株式会社
代表取締役 大池 秀和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日	平成19年6月28日	許可番号	第19-1-303号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)	1 施設の種別 廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破碎施設 2 産業廃棄物の種別 廃プラスチック類、木くず、がれき類		
設置場所	千葉県袖ヶ浦市長浦字拓1号30番2, 30番3, 30番4, 30番5		
処理能力	廃プラスチック類	124 t/日 (5.17 t/h×24h)	
	木くず	164 t/日 (6.83 t/h×24h)	
	がれき類	320 t/日 (13.3 t/h×24h)	
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証提出の有無	存 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成21年 2月24日 変更届 (代表者の変更)
平成23年 4月20日 変更届 (代表者の変更)
平成25年 4月22日 変更届 (代表者の変更)
平成31年 4月16日 変更届 (代表者の変更)

(以下余白)